

裁判員経験者の意見交換会議事録

日 時 平成24年11月14日(水) 午後2時～午後4時15分
場 所 新潟地方裁判所大会議室(1号館4階)
出席者 司会者 青柳 勤(新潟地方裁判所長)
法曹出席者 藤井俊郎(新潟地方裁判所刑事部総括判事)
三上孝浩(新潟地方裁判所刑事部判事)
寺村隼人(新潟地方裁判所刑事部判事)
河原克巳(新潟地方検察庁三席検事)
栃倉 信(新潟地方検察庁検事)
堀田伸吾(新潟県弁護士会刑事弁護委員長)
渡邊幹仁(新潟県弁護士会刑事弁護副委員長)

裁判員経験者 5人
報道機関出席者 6人
新潟日報
朝日新聞
NHK
NST
TeNY
UX

第1 自己紹介, 挨拶

司会者(青柳所長)

準備の過程で責任能力の有無をテーマとした模擬裁判をしました。その後、平成20年に最高裁の刑事の上席調査官として異動したため、実際の裁判員裁判を経験したことはありません。ただ、調査官として、裁判員裁判の上告事件記録は数件読んでいます。

藤井判事

昨年の春に新潟に来てから裁判長として約20件の裁判員裁判を担当しています。また、前任庁では7件の裁判員裁判を担当しました。

三上判事

刑事部の右陪席を務めています。裁判員裁判は、新潟では昨年4月から十数件、前任の名古屋地裁岡崎支部も含めると二十数件経験しています。今日は、今後の参考となる貴重な御意見が聞けると思っています。

寺村判事

刑事部の右陪席裁判官です。裁判員裁判は、本年4月から5件担当しました。

河原検事

新潟地方検察庁で三席検事をしています。私の場合は、法務省での勤務により検察庁から離れていた時期があることもあり、今のところ裁判員裁判の経験はありません。

栃倉検事

前任地のさいたま地検と新潟地検の合計で十数件の裁判員裁判を担当しています。

堀田弁護士

新潟県弁護士会の刑事弁護委員長をしています。裁判員裁判については、県内第1号事件をはじめ、3件の経験があります。

渡邊弁護士

新潟県弁護士会刑事弁護委員会の副委員長をしています。裁判員裁判事件を1件経験しています。

裁判員経験者1番（以下、裁判員経験者を単に「1番」などと表記する。）

私が関与した事件は、傷害致死で自白です。私が裁判員制度を知ったころ、職場の人たちは「裁判所の責任放棄ではないか。」と言っており、私もその言葉に引きずられていた部分もありましたが、実際に経験してみると、参加して良かったと思っています。今後、裁判員経験者が増えてくれば、いろいろな意味で良い方向に進んでいくのだろうなと考えます。現在は、私は裁判員裁判について肯定的な考えを持っています。

2番

私が担当した事件は、強制わいせつ致傷で自白です。初めてで緊張しましたが、評議では自分の意見を自由に発言することができました。私達民間人が裁判に参加することにより、裁判の透明性が、国民に理解されてきていると思います。なお、私は選任期日に初めて裁判所に来たのですが、まずどこに行けば良いのか迷いました。事務の方には、案内表示を分かりやすいものにし、スムーズに行けるようにしていただきたいと思っています。

3番

私が担当した事件は、放火、建造物損傷です。評議は和やかな雰囲気、裁判長の言葉は分かりやすく、意見も言いやすかったです。

4番

私が担当した事件は、見附市の妻殺しです。最初は、何で私を選んだのかという憤りのような気持ちがありましたが、皆さんと話し合っていくうちに、いろいろな考えがあるということが徐々に分かってきて、今は参加して良かったと思っています。一番印象に残っているのは、被害者参加制度を利用して参加した被害者の実母の意見陳述で、涙が出ました。本当に気が重くなり、その場から逃げたくなりました。そのときは、公平・公正という言葉がちょっと失せ、被害者に同情する気持ちがかかり出ました。

5番

私が担当した事件は、傷害致死です。結論は懲役5年でした。裁判員については、社会的貢献と思い引き受けることにしました。参加して良かったと思います。リラックスするようなことを話してくれる裁判員がいて、話しやすい雰囲気のグループで良かったです。また、裁判長らから適切なアドバイスがあったため、考えやすかったです。争点は責任能力で、難しかったです。

第2 意見交換会の趣旨説明

司会者

平成21年に裁判員制度が始まりました。それまでの刑事裁判は、精密司法などと言われ、大量の証拠が法廷に提出され、やたらと詳細精密な審理をするもので、分かりに

くいなどの批判があったところです。裁判員制度は、司法の国民的基盤の強化を目的とするものですが、そのためには、審理の対象を犯罪事実の存否と量刑上重要な情状事実の存否に絞った上で、「見て、聞いて、分かる刑事裁判」、つまり、「分かりやすい刑事裁判」を実現することが必要であるとの理解で出発したと思います。

裁判員制度が始まってから3年半が経過し、新潟地裁だけでも46件の判決が言い渡され、かなりの経験が蓄積されてきました。裁判員裁判をより良いものにするために、新潟ではこれまで3回の意見交換を実施していますが、そこでの議論は、運用改善に非常に参考になっています。本日も、裁判員経験者の皆さんから御意見、生の声を伺い、今後の運用改善に役立てていきたいと考えています。そのような趣旨なので、思うところ、感じたところを遠慮なく、率直に述べていただければと思います。分かりやすい刑事裁判という点からは、このような点がまだ不十分ではないのか、もっとこのように改善すべきではないのかという辛口の意見を歓迎します。

第3 検察官、弁護人の活動に関する感想、意見

第3の1 判断の対象となるべき事実の把握について

司会者

裁判員に何を判断してもらうかという事項については、公判前整理手続で整理を行ない、法廷では、証拠調べの最初に、検察官、弁護人が、裁判員と裁判官に自分の方の言い分を分かってもらおうということで、証明しようとする事実について冒頭陳述を行ない、それぞれの主張、言い分を述べることとなります。判断の対象となるべき事実、つまり、「何を判断すれば良いのか」が最初から明確になっていたかについてお尋ねしたいと思います。

第3の1の(1) 自白事件

司会者

自白事件では、主に刑の量刑が問題となりますが、検察官、弁護人の冒頭陳述は、それぞれの立場から量刑判断のポイントとなる事情がどこにあるのか、ということが分かる内容のものだったでしょうか。

1番の方が担当したのは、従前の経緯から父親に対して悪感情を抱くなどしていた被告人が、父親に暴力を振るい死亡させてしまった事件ですが、検察官、弁護人のそれぞれの言い分は良く分かりましたか。

1番

よく分かりました。検察官は、被告人の犯行が計画的かどうかというところを説明し、弁護人は、父親のルーズな生活態度は情状酌量の余地があるという展開をしました。ただ、計画的な犯行かどうかという点については、被告人に影響を与えた母親を証人として尋問していれば、母親の関与が目につかんだと思いますし、父親のルーズさ加減も、私は見たわけではないので、父親の勤務状況や生活態度が分かる証人がいれば、もっとストンと落ちたと思います。裁判のスケジュールや迅速化、あるいは、裁判員の負担の問題はあると思いますが、証人の数をもう少し増やすことを検討する必要があるのではないかと感じました。

司会者

証拠調べの内容については、また、順を追って伺います。現時点では、当初の冒頭陳述の段階で、検察官の主張、弁護人の主張がよく理解できたのか、あるいは、その時点では理解できなかったけれども、証拠調べや評議をしているうちに、徐々に分かってきたのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

2番の方が担当したのは、路上で3人の女性の乳房をつかむなどの強制わいせつ行為を行ない、一人に怪我を負わせたという事件で、実刑か執行猶予かが争われましたが、検察官、弁護人の主張から、どの辺りが量刑のポイントとなるか分かりましたか。

2番

検察官と弁護人の主張する内容は、だいたい把握できました。ただ、冒頭陳述の段階で、検察官には、このような罪状であれば、このくらいの刑期が相当であるということを示してほしいと思いましたが、弁護人には、被告人は親との会話やコミュニケーションがないということを詳しく述べてほしかったです。

司会者

検察官の量刑意見は論告で行なわれるべきものですし、このような罪状であれば、このくらいの刑期が相当であるということは、むしろ、評議の中で量刑資料として示されていくものです。冒頭陳述というのは、検察官又は弁護人が証拠によって証明しようとする事実ですから、量刑意見は冒頭陳述では対象とならないということを御理解ください。

2番

はい。分かりました。

司会者

4番の方が担当したのは、妻と口論の末、取っ組み合いとなり、妻を絞め殺してしまった事件ですが、量刑上のポイントについて、検察官、弁護人それぞれの立場は当初の段階から分かりましたか。

4番

殺意が一番の論点でしたが、検察官は、何か決め手が足りないように感じました。弁護人も、情状酌量を言うだけでした。

司会者

冒頭陳述の場面では、検察官、弁護人とも、ここにポイントを置いているということが必ずしも伝わってこなかったということですか。

4番

ちょっと伝わりませんでしたね。

司会者

1番と2番の方は、それぞれ検察官、弁護人がどこにポイントを置こうとしていたかが当初から理解できたということによろしいのですね。4番の方は、ちょっと分かりにくかったということですね。

4番

そのポイントを、逆に私達が一生懸命探していたという実情です。

司会者

殺意がどの時点で発生したかという点について、検察官、弁護人の冒頭陳述では明確にならなかったということですか。

4番

私達が評議の中で推測していきました。

司会者

そこが量刑上重要なポイントでもあったということですか。

4番

そういうことですね。

司会者

自白事件における冒頭陳述の在り方の問題について御意見を伺いました。量刑判断のポイントとなる事情を検察官、弁護人が見極めて、その事件をどのようなものとして捉えるべきかということプレゼンテーションとして示すことは、とても重要なことであり、裁判員の方に分かってもらうためには、この自白事件における量刑上のポイントはここであるという検察官、弁護人の立場がはっきりと分かるものが提出されなければならないと思います。

ここで、検察官、弁護人から、論告・弁論と重ならないようにしつつ工夫している点や苦労している点についてお伺いします。

栃倉検事

冒頭陳述では、刑を決める上で重要な事情と重視していただきたい事情という項目を必ず設けており、ポイントとなる点を簡潔に示していたつもりですが、そこが、なかなか伝わっていなかったということは、今後、我々の方で改善していくべき点だと思います。例えば、犯行の悪質さを主張したい場合に、その悪質さを示す事情として、事前に準備をしているとか、犯行のやり口が残忍だとか、いくつかある場合、それを全て網羅的に主張するわけにはいかないので、どうしても抽象的に複数の事実をまとめてしまうことがあり、もっとポイントを絞っていく必要があるのかなと感じました。そのためには、公判前整理手続の中で、量刑上のポイントになる事実を弁護人との間で絞っていくというのも一つの方法なのかなと思っているところです。

堀田弁護士

裁判の経験がない裁判員の皆さんが、裁判のごく始めの段階で法曹からの冒頭陳述を聞くのは、緊張もしているでしょうし、いろいろなことを話しても、なかなかすんなりと入らないのではないかと個人的には意識しています。本来、言いたいことはいろいろとありますが、それを抑えて、この事件で正に注目してほしいのはこの点だというエッセンスを示すように心がけています。冒頭陳述は、裁判のロードマップを示せと言われていました。これから裁判を進めるにあたり、何もない状態で審理を聞いていくのではなく、まず、この点を意識して見てくださいという道しるべを与えて、それに沿う形で証拠を見ていただきます。その上で、見た証拠をどのように評価するかということは、正に最後の弁論の場面で説得することになります。冒頭陳述で私が意識しているのは、被告人に有利に考えるべき事実のポイントとして、一つ目はこれです、二つ目はこれです、と示した上で弁護人が求める結論を述べ、弁護人が最低限どこに着目してほしいと思っていて、どのような結論に持って行こうと思っているのかということをお伺い

判員の皆さんにお示しすることです。証拠を見ていない段階で評価が混じると、よく分からなくなってしまうので、評価は後回しにしています。

渡邊弁護士

私も基本的には堀田弁護士と同じ意見です。同じ事実でも、見方を変えれば、このような同情すべき点があったのではないかというように、見方を変えるということを示していきたいと考えています。私が担当したのは、追いつめられて強盗をしてしまったという事件ですが、追いつめられた過程をより詳しく示すという工夫をしました。

第3の1の(2) 否認事件

司会者

続いて否認事件について伺います。有罪と認定されれば刑の量定が問題となりますが、ここでは、犯罪事実の成否の上で問題となった争点について、検察官、弁護人の主張が明確だったかどうかについて、否認事件の経験者に伺います。

3番の方が担当したのは、妻が離婚を決意したのは、その兄や姉のせいだと思い込み、姉の家に放火するなどした事件です。放火の故意と責任能力が争点となっていますが、特に、放火の故意の有無を認定するに当たり、どのような点に注目すべきか、検察官、弁護人の主張を聞いた段階でよく理解できましたか。

3番

理解はできました。説明は上手にできていたと思います。

司会者

争点は何かというのは、一般的には否認事件の方が聞いていて分かりやすいですね。

5番の方が担当したのは、酔った上で実母を殺害した事件で、責任能力が争われました。検察官、弁護人の主張はよく分かりましたか。

5番

事件の流れに関しては検察側の説明はよく分かりましたし、争点は冒頭陳述メモに書いてありましたので、結局、責任能力の点が争点だということは分かりました。弁護側からの説明は印象が薄くてよく分かりませんでした。例えば、弁護側から検察側に対して、精神鑑定医を一人から二人にしてほしいと申し込むことはできるのでしょうか。

司会者

この事件は、捜査段階で一人の精神鑑定医が鑑定していますが、もう一人くらい鑑定してくれと申し込むことができるかという質問ですか。

5番

争点がそこにあるので。私は申し込んであると思っていたのですが。

司会者

弁護側からそのような申し込みがあった場合、検察庁としてはどのような対応になるのでしょうか。

河原検事

鑑定に限らず、捜査の一般論でお話しすると、弁護士によっては、特に否認事件については、この事件はここがポイントなので、この人から話を聞いてくださいというような申し出がされることはありますが、その結果、実際に捜査するかどうかは、こちらの

方で必要性があるかどうかということ判断した上で決めるということになるかと思
います。

司会者

検察官は、酔ってはいたけれども元々の人格による犯行であると主張し、弁護人は、
飲酒の程度が異常であり、平素の人格によって行なった犯行ではないと主張してい
ますが、この枠組み自体は理解できましたか。

5番

はい。理解できました。

司会者

検察官、弁護人双方が、正に最初の時点で争点が何かということ提示するのは重要
だと思います。今日の意見を参考にいただき、今後も工夫していただきたいと思
います。

第3の2 証拠に対する理解のしやすさに関して

司会者

検察官、弁護人は、冒頭陳述で自分の主張を明らかにした上で、証拠調べに入ります。
証拠書類を朗読したり、証人を尋問したり、被告人質問ということで被告人の話を引き
出したりという活動をするようになります。これが分かりやすいものであったか、生き
生きとした心証が形成できるものであったか、要するに、心に印象として残るものであ
ったかどうか最も重要であると思います。これらの観点についてお聞きします。

第3の2の(1) 自白事件

司会者

1番の方が担当した事件は、父子関係悪化の経緯が問題となり、被告人の姉を証人と
して取調べています。母親などの供述調書も取調べられていますが、供述調書が朗読さ
れるのを聞くのと証人から直接聞くのを比較して、分かりやすさ、印象に残る程度はど
うでしたか。

1番

それは難しい質問ですね。全体が見えるのは調書ですし、証人の話というのは断片的
にしか見えませんから。

司会者

母親の供述調書と姉の証人尋問を比較されているんですね。先ほど、母親の話も聞いて
みたかったと話されていましたが、母親が証人として出廷した場合と、母親の供述調
書が朗読された場合を考えると、いかがでしょうか。

1番

被告人は、母親にコントロールされていた度合いが強いと感じられたので、母親の話
や態度などを直接見聞きすることができればよかったと思います。

司会者

母親が出廷していれば、何か疑問があれば聞くこともできますね。被告人に対して相
当な影響を与えた母親が最重要なので直接聞いてみたかったということですが、裁判所

はなぜ調べなかったのですか。

藤井判事

弁護人が不同意としたので検察官が撤回しました。撤回理由は、精神状態が極めて不安定で法廷での証言に耐えられないので、検察官としても、とても立証できないとのことでした。裁判所も、母親が重要な証人であるという認識は十分にあり、職権で呼ぶことも考えましたが、呼べなかったというのが実情です。

司会者

刑事訴訟法が証人に出頭義務を負わせているのは裁判所に対してのみで、捜査機関には負わせていません。証人に精神的な影響を与えて精神不安になるようではいけません。重要な証人は基本的に調べるといっても今後検討すべきではないかと思います。

2番の方に伺います。担当されたのは被害者3人の強制わいせつ等の事件です。性的被害者ですからやむを得ないと思いますが、全て供述調書で取り調べが行なわれており、書証の取調べが87分かかっています。分かりやすさ、特に、印象に残る程度はどうでしたか。

2番

内容については、ほとんど分かりました。被害者3人中の一人については、両親には相談できない、だけど、誰かと相談したいという切なさが非常に感じられました。他の二人については、被害に遭ったことに対するさみしさや虚しいという気持ちは薄れてきているのかなと感じました。

司会者

被害者に直接聞いてみたいと思った点はなかったですか。

2番

事件後に立ち直ったかどうかについて聞いてみたいと思いました。

司会者

4番の方に伺います。担当されたのは妻殺害の事件です。突発的の事件にしても、被告人と被害者の普段の生活状況は気になるところで、供述調書によって立証されたようですが、分かりやすさ、印象に残る程度はどうでしたか。

4番

被害者の母親の意見陳述で、私たち裁判員はガクンと来ました。それまでの証人調べなんて、全部吹き飛びました。

司会者

被害者の母親を証人として聞いてみたいとは思いませんでしたか。

4番

とても聞けません。やはり、親子関係というのは根強くあるということを、いやというほど全員が考えました。本当にあのときは辛かったです。

第3の2の(2) 否認事件

司会者

3番の方が担当したのは、争いのある事件でした。放火等犯罪事実が多い事件だったのでやむを得ないのですが、書証の取調べに170分、証人4人の取調べに275

分、被告人質問に230分かかっています。注意力は持続できましたか。

3番

時間はかかったかもしれませんが、私達は、あまり疲れたとは感じなかったと思います。裁判長はじめ、裁判員の方々の雰囲気良かったので、精神的には楽でした。

司会者

5番の方が担当したのは、母親に対する傷害致死の事件です。責任能力が問題となりましたが、複数の証人を短時間ずつ聞いたことは、それなりに分かりやすかったでしょうか。また、鑑定人の尋問内容は、よく理解できましたか。

5番

証人尋問の内容は、普段飲んだときの話なので、だいたい理解できました。

二人の鑑定人の尋問内容につき、解剖の結果については、CGなども使って説明されたのでよく分かりました。ただ、顔写真は、他の方々は、ちょっとショックだったようです。精神鑑定についても大変苦勞されており、学問的に裏打ちされたお話だったのでよく分かりました。

司会者

藤井裁判長にお伺いします。この事件の争点は責任能力の有無ですが、争点との関係でいうと、犯人性が争われているわけではないのに人証中心の取調べが行なわれています。どのような経緯だったのでしょうか。

藤井判事

犯人性について争いはありませんでしたが、被告人において記憶がないということだったので、暴行態様について医学的な観点から説明してもらったほうが分かりやすいだろうということで解剖医の話を若干聞きました。他の証人については、酩酊状態を証言された方なので、争点である責任能力との関係で必要でした。また、被告人の知人からも、一緒に酒を飲んでいたときの、被告人の酔いの様子を聞きました。結果的に、複数の証人を少しずつ聞いたという点では、裁判官の目から見てもメリハリのある証拠調べができたのではないかという気はしています。

第4 評議の運営について

司会者

評議の中身、内容に入ると、守秘義務の問題が生じますので、積極的に意見を述べられたか、または、意見を述べづらいような雰囲気はあったかということについて伺います。

1番

意見も大変述べやすかったし、非常に円滑な運営をされていました。疲れもありませんでした。

2番

専門的な部分は全部裁判官が説明し、問題点を洗い出してくれました。非常に和気あいあいとして、精神的にはあまり苦痛を感じませんでした。

3番

気持ちは楽な裁判でした。裁判員の皆さんも、良かったと言っていました。

4 番

裁判員 6 人，補充裁判員 2 人，裁判官 3 人で話し合っていると，いろいろな意見や考えが出て，私はためになりました。

5 番

ずいぶん話しやすい環境で，若い方もちゃんと自分なりの意見を述べる事ができていましたし，非常に良かったです。また，裁判に関与したことで勉強になったことがたくさんありました。

司会者

改善してほしい点があれば是非お伺いしたいのですが，いかがですか。

1 番

裁判員裁判は，通常の刑事裁判と比べ，スケジュールがある程度決まっていると思うのですが，例えば，審理の過程で，証人の追加などができないのかということ，制度の問題として感じています。

藤井判事

追加立証につき，職権で調べることは法律上可能ですが，予定されたスケジュールの中で実施できるかということを考える必要があります。その証人がすぐに出廷できるかどうかにもよると思います。

司会者

裁判員の皆さんが追加立証の必要があるという意見になり，裁判所もそのような判断で証拠決定をするのであれば，日程調整という非常に困難な問題はありますが，決してできないわけではありません。むしろ，必要な証拠を取調べないで裁判をすることのほうが問題だと思います。

他に御意見はありませんか。

4 番

私が担当した事件の裁判員は全員男性でしたが，報道で知った別の事件の裁判員は全員女性でした。不思議だなと思います。男性の見る目と女性の見る目には違いがあります。

また，裁判員に選任されてからすぐ昼食を食べ，即裁判に進みましたが，裁判を始める前にもう少しよく話し合った方が良かったと思います。

藤井判事

選任した翌日あるいは翌週から裁判という日程の事件もありますが，担当された事件は，たまたまそのようなスケジュールになってしまったということで，御趣旨はよく分かります。

男女比の問題は，本当に偶然です。選任は公正にパソコンで行なっており，その際は検察官及び弁護人にも立ち会っていただいています。

司会者

裁判員の方には，審議に入る前に心を落ち着けてもらう時間あるいは審議の過程でもちょっと落ち着いてゆっくり考えてもらう時間というのが必要であるということは，そのとおりだと思います。

評議だけではなく，裁判所の在り方について注文等はありませんか。

2番

量刑資料を早めにもらえれば、もっとスムーズに進行することができると思います。

藤井判事

量刑資料は、皆さんと事件の特徴をお話しし、評議の結果を踏まえた上で見ていただいています。予め準備しておく、裁判所の方で、このような事件はこういうものですよと作ってしまうようなことにならないかという気がするのですが、どうでしょうか。

2番

評議に入る前に、量刑資料を示した上で、その資料の意味を紹介すれば、皆さん理解しやすいのではないかと思います。

司会者

他に、裁判所への要望や改善すべき点等はありませんか。

5番

裁判の進め方につき、論告弁論を最初に行なえば、全体の流れがよく理解できると思います。最初に大まかな説明をし、次に詳しく説明をするという感じです。

司会者

例えば、「検察官は本件については懲役14年を求刑するつもりである。そのために、以下の事実を立証する。」というような感じですか。

5番

はい。その後に根拠について説明してもらおうと、言いたいことがよく分かるのかなと思います。

司会者

制度としては、最初に求刑するわけにはいきませんが、趣旨は分かります。冒頭陳述で、検察官、弁護人が訴えたいこと、これをもっと明確にできないのかという御提言として受け取らせていただきます。

他に御意見はありますか。

4番

裁判員を場慣れさせる意味でも、ある事件の裁判員となった場合、その後、2回くらいは別の事件の裁判員も担当するというのを考えてもよいのではないかと思います。

司会者

制度の問題ですが、現在はそのようになっていませんね。

検察官、弁護人から、裁判員経験者への質問等はないですか。

渡邊弁護士

休憩時間の長さや回数は適切だったでしょうか。また、評議の日数や時間は足りていましたか。時間配分に関し、もう少しゆったりとか、逆に、もう少し効率的にとというような意見があればお聞かせください。

4番

時間配分については、良いと思います。

河原検事

証人として出廷の上で、証言してもらおうか、供述調書の読み上げという形で裁判に反映させるかという点につき、検察庁の立場で申し上げます。証人によっては、精神的負

担が重いとなかなか人前では話せないということがあります。また、法廷で証言してもらったほうが分かりやすい場合もあれば、逆に、話がまとまらず分かりにくくなる場合もあります。検察官は、そのような事情を考え、どちらにするか決めていきます。

5番

検察側で証言をとった調書につき、証人尋問の際に、証言と調書との整合性がとれずに証人が注意されていましたが、調書のコピーを証人に渡すことはあるのですか。

河原検事

調書のコピーを渡すようなことはありません。証人の記憶でお話いただくことになります。ただ、証言の前に、打合せという形で証言内容を確認させていただくことはやっています。

司会者

新潟地裁がこの1年間で扱った事件は、性犯罪が多いということもありますが、証人が出廷する率が少ないと思っています。今、全国的には、自白事件でも、分かりやすさとか、生き生きとした心証を受けてもらい評議に臨んでもらおうということで、証人を調べようという流れが出ていると思います。ただ、個々の事件にはいろいろな事情がありますので、公判前整理手続において検討、整理いただければと思います。

第5 記者からの質問

記者（NST）

簡単な事件概要と判決内容について教えてください。

1番

事件概要は、息子が父親に傷害を与えて死に至らしめたという内容です。判決は懲役7年だったと思います。

2番

強制わいせつ致傷で、懲役3年、執行猶予付き、保護観察付きです。

3番

放火、建造物損傷で、懲役10年です。

4番

見附市の妻殺しです。求刑は懲役14年で、判決は懲役13年です。

5番

傷害致死事件で、懲役5年、未決勾留日数260日算入でした。求刑は懲役8年でした。

記者（NST）

実際に裁判を進めるにあたって難しいと思うところがあればお聞かせください。

1番

「相場」という言葉が適切かどうか分かりませんが、量刑相場の感覚がないところが難しかったです。

2番

強制わいせつは、再犯率が非常に高いと聞いています。そういうところが非常に難しい判断でした。

3 番

皆で話し合って結果を出しました。

4 番

裁判を進める中で難しいと思うことはいくつかありましたが、やはり、皆さんで話し合って一つ一つを解決していったというところです。

5 番

飲酒の結果、肉親を殺害したという事件なので、責任能力の有無ですね。酒のせいなのか、精神病的なことが故なのかを決めるにあたっては、それぞれの考えがあるので、まとまるまでは大変でした。

記者（NST）

裁判員制度について、御自身の経験を踏まえて、あらためてどのように考えているのか教えてください。

1 番

大変良い経験をさせてもらったと思います。裁判員経験者が増えてくると、裁判所の応援団もこれから増えてくるのだろうなと感じました。

2 番

裁判員制度は、国民全員参加ということで、透明性、公開性があり、皆さんが理解できてくるのではないかと思います。

3 番

新聞に出る裁判員裁判については、関心を持って見るようになりました。

4 番

確かに良い経験はしましたが、事件のことを考えると、他人事なのに涙がでます。ボディブローが効いてきます。あのような経験は、もうしたくないです。

5 番

大変良かったです。非常に勉強になりました。同じグループでも全員がそのように言っていました。

記者（NST）

あらためて、裁判員制度に関する課題について意見がありましたらお願いします。

1 番

決められたスケジュールの中でやらざるを得ないという点です。

2 番

「冒頭陳述」などの単語の意味について、一般市民でも分かるような豆辞典のようなものを送付してほしいと思います。

3 番

国民全員が1回は当たるようなシステムになっていければよいのではないかと思います。

4 番

私は、裁判員制度は廃止したい。廃止論者の一人ですが、なられた方は、裁判員同士でよく話し合って協議していただき、責任をできるだけ薄くしていったほうが良いと思います。

5 番

裁判員制度は、大変でしょうが、やはり、今後も続けたほうが良いと思います。

記者（NST）

4 番の方にお伺いします。先ほど、被害者参加制度による意見陳述で涙されて、気持ちが寄ってしまったと話されましたが、4 番の方御自身は、裁判員制度そのものに否定的なのか、被害者参加制度がなければよいと思っているのか、教えてください。

4 番

今回は被害者の母親が出てこられましたが、弁護士が出てきたほうが良いような気がします。でも、実感がこもるから、それがまた大事なのだらうとも思います。

裁判員制度については、時代の流れというところではないでしょうか。私一人が騒いだところで、どうしようもないでしょう。

記者（朝日新聞）

これまで職業裁判官がやっていた裁判というものを、市民の感覚を取り入れるということで裁判員裁判が始まったわけですが、参加されてみて、あらためて、市民感覚が生かされたというような御意見や印象があればお聞かせください。

4 番

裁判長が、皆さんの意見を取り入れているというところが実感して分かりました。また、判決の言い渡しとその説明の際に、裁判長が私達の意を正にちゃんと伝えているということは認めます。

1 番

資料の作り方が、以前とは完全に違ってきていると思います。検察官の資料も図入りで分かりやすく、それが一番変わってきていると思います。「分かりやすい資料」という形になったことが一番大きいと思います。

5 番

職業裁判官がやられても素人の方がやられても結果が変わらないように裁判官が調整してくれますが、国民の声は反映されていると思います。

記者（朝日新聞）

裁判長にお伺いします。判決の中で、裁判員の方の意見を加えて言ったり、説論という形で伝えたりすることはありますか。何か形として、市民感覚を取り入れるということを工夫していますか。

藤井判事

判決書には盛り込めない評議の中での裁判員の方の思いというのをできるだけ伝えるようなことは、前よりも増えていると思います。もちろん、判決書自体も評議の内容を反映させてはいますが、その中に盛り込めなかったような皆さんの思いを、説論という形で伝えることはあります。

記者（朝日新聞）

量刑についてはありますか。

藤井判事

もちろん、皆さんの評議の結果を量刑に反映させています。判決の量刑理由という形で具体的に文章に入ってくる部分もありますが、評議の内容をそのまま言葉に起こして

いるわけではないので、そのような意味では、評議の結果イコール量刑理由という文字になっているかといえ、必ずしもそうではありません。全体としてみれば、もちろん、評議の結果を反映させた判決を作っていますし、最後に作り上げた後に、皆さんに読んでいただき、お諮りして訂正箇所等を確認した上で判決宣告に臨んでいます。

司会者

裁判体が、なぜこのような結論に至ったかということを書くのが量刑理由です。その中で、個々の裁判員の意見を書くことは、むしろ、守秘義務上の問題があります。評議の内容を、例えば、具体的にこのような意見があつて、多数意見はこうだったというようなことを記載するのは、決して良い判決ではありません。それらを踏まえた上で、裁判体はこのような結論に至ったという、その最終部分を書くのが判決であるということは御理解ください。

では、予定していた時間も過ぎておりますので、以上で、本日の意見交換会を終了いたします。

皆さま、本日はどうもありがとうございました。